

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県鳥取市東郷

鳥取県公報

目次

昭和三十年度に係る各土木出張所外二箇所の
定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第百五十一号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各土木出張所、境港務所及び幡郷県営発電所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年九月一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

監 査 箇 所

執行年月日

米子土木出張所

昭和三十一年六月十九日

根雨土木出張所

同

境港務所

六月二十日

幡郷県営発電所

同

郡家土木出張所

六月二十二日

倉吉土木出張所

六月二十九日

鳥取土木出張所

七月三日

監 査 概 評

昭和三十年度に係る、各土木出張所及び境港務所並びに幡郷県営発電所の定期監査を執行したのであるが、今回の監査に当つては、前回同様各種事業の執行面に重点を置くほか、特に工事の施工状況及び道路、橋梁、河川、港灣の維持管理状況について実施した。その結果、本年度土木費総予算額は、十億五千余万円（県総予算構成比一九・三二％）を占め、その執行額は、八億五千余万円

(執行率八〇・八二%)であつて、このほか翌年度繰越措置したものが一億六千万円あるのでこれを考慮すればその執行率は、九五・五二%で概ね順調に執行運営を図つたものと認められる。しかしながら諸般の土木施設が立ち遅れている本県にあつては、各方面工事の急施と予算の増額が希求せられている実態であるがこの際県当局は

1 主要国道及び河川、港湾等に対する改良、改修工事の主なものは努めて国の直轄工事に切替えること。
2 県道路線の再検討を実施し、努めてこれが範囲の縮少を図ること。

に対し政治的並びに行政的措置を講じ、もつて県費の効率的充用と、土木施設の速かなる整備改善に一段の努力をいたされんことを切望する。また前記の各種事業の執行状況と、一億六千万円の事業繰越については、更に留意検討の余地が認められる。即ち工事の緩急度及び経済効果等考究すべきもの、或いは工事が年度後期に集中する関係上、施工適期を失し粗雑となつていゝるもの、更

に起工が遅れ年度内完了見込みが困難となり繰越措置を行つていゝるもの等如実に現われている。これらの原因は、公共事業費に対する起債等裏付財源による予算上の問題が主であるが県は、この際関係当局をして、工事の着手計画、資金計画、資金繰等の確に樹立せしめ重点的且つ効率的に第一線土木行政の円滑なる執行運営を図らしめるよう努めるとともに、当初事業計画に際しこれが経済的効果の検討につき特に配意を望む次第である。なお工事の施工監督並びに事務処理については、逐年改善の跡は認められるけれども、個々についてみると未だ留意改善を必要とする事項も少くないのでこの点一層努力を望む。次に各所共通の事項は概ね左のとおりである。

一 工事の施工監督について

各種工事の施工監督、指導については、各所とも努力はしているけれども冒頭にも述べた如く、起工決裁が時期的に遅れるため一時に多くの工事現場を擁し、施工監督に徹底を期し難い面がある。殊に、技術職員の充実にについては毎回指摘しているが措置されず工事を

のものにむらが生ずる関係上、勢い工事が粗雑に陥いつていゝる事例も少くない。特に業者の選定、或いは工事の重要工程等の施工監督に当つては格別に慎重を期すべきである。なお工事工程表の活用並びに監督日誌の作成、記録等についても前回強く指摘したが措置していないので、監督事務に種々誤解を招かざるよう監督事実を記入しその所在を明確にして置くことが必要である。

二 工事の諸契約について

諸負工事の中には、随意契約が相当ありこれらの理由根拠の不鮮明と思われるものがあつたので、県の条例及び規則に則るよう特に留意すべきである。なお各種工事契約手続きは、事後に事務的処理を行い形式的と思われるものがあつたので契約行為については更に一層厳格を期すべきであ。また、契約諸条項は努めて励行せしむべきであるが中には工事延期願を徒らに承認し、工期を延長しているものがあり、その理由が現実

に即し難いと思われるものがあつたので関係当局は慎重を期されたい。

三 工事施工期間、並びに出来形検定について

各種工事の中には、工事量に比較し、工期が極度に短いもの或いは出来形検定歩合と工事日数が不均衡と思われるもの等数多く見受けられたので、この点について一層留意し厳格を期すべきである。

四 単県事業に対する工事施工について

一般公共事業による工事に比較して単県工事の施工程度が全般的に劣つていゝる傾向がある。殊に公共事業に対する施工監督は比較的厳で単県施工については、緩であるように認められるのでこの点請負業者の選定は勿論のこと、施工監督並びに指導は一層厳格を期するよう配意されたい。

五 道路、橋梁維持修繕について

県下の道路、橋梁の現況は

(道路)

一級国道	延長	一七七、六四四米
二級国道	〃	一三六、六三四米

主要地方道 " 二五一、六六七米
一般県道 " 一、一六五、九七七米
計 一、七三一、九二四米

(橋梁)

永久橋 七七九橋 延長 一〇、九四五米
木造橋 一、三七四橋 " 一五、〇一四米
計 二、一五三橋 " 二五、九五九米

であるが近時交通機関の発達に伴つて車輛数が増加し、道路、橋梁の損傷も激しく木橋の如きは大半が腐朽破損して重量制限を行つてゐるものが尠くない。一面一般県道に対する各所の維持管理費は毎年急激の僅少額でその管理に苦慮しているが、この現状では到底充分な維持管理は望み難いと思われるので、冒頭にも述べた如く県はこの際県道路線の再編成を行い、根本的措置対策を考究するとともに、維持費の増額につき配意すべきである。なお各所とも県道路修理協会並びに道路愛護団体の協力、或いは、道路手の督励等に努力を払つてゐるが、砂利購入費及び積込人夫賃等が僅少の

ため、その実効が挙つていないのでこの点また予算的にも配慮されたい。

六 河川の維持管理について

各所に配置されている河川管理員は従来から兼務職員であつて、その取締りに不徹底の面がある。殊に近時河川産物の無届採取、河川敷無断占用等件数が相当増加している現状にかんがみ、これが措置について善処が望まれる。また、農林土木との有機的結合に配意が欠け用排水施設等による沿岸工作物のき損、影響である。これらは相互連けいを密にし遺憾のないよう留意されたい。

七 予算の適正、効率的執行について

本件については毎回強く指摘している処であるが、未だ配意に欠けてゐる面がある。これは県の財政事情によるものが主な原因と思われるが、中には主管当局の予算配当並びに内示等に適切を欠ぎ、勢い現場監督の不徹底、或いは需要経費の執行に支障を生じていたもの等あつたので、関係当局は充分この点留意し、予算

の効率的執行をせしめるよう特に配慮されたい。
八 各種工事の認可設計について

前記の通り予算的配意と技術職員の不足等によつて、設計に当つても現地を充分踏査せず机上設計に陥る傾向がある。従つて多くの工事のほとんどが着手後変更されている。もつとも中には公共事業費の関係上、打切等もあつて変更したものもあるが特に当初設計に当つては、充分現地を踏査し厳正を期すべきである。

九 工事物件及び残材料の措置について

工事完了に伴う物件並びに残材料等の措置状況が各所とも明確化されていないので、鮮明にしておかれたい。なお建設用機械器具類の保管管理についても県有財産として無登記のもの、或いは管理不十分のものが見受けられたのでその万全を期されたい。

米子土木出張所 昭和三十一年六月十九日監査
監査委員 山 本 四 郎
一 工事施工上次の点留意検討されたい。

1 皆生浸食対策工事

事業費 七、二〇〇、〇〇〇(直営)

(繰越 一、三〇〇、〇〇〇)

SP矢板式護岸工 延長 一二四、〇米

(部分請負額)

(一工区 六〇、〇米 二、一四〇、〇〇〇)
(二工区 六四、〇米 二、四三〇、〇〇〇)

2 同災害関連工事

事業費 一一、五四〇、〇〇〇(直営)

(繰越 二、二〇〇、〇〇〇)

井筒式護岸工 延長 七一、〇米

(部分請負額 一、八五〇、〇〇〇)

PS矢板式護岸工 延長 二七、〇米

(" 一、一二八、〇〇〇)

皆生浸食対策工事は、昭和二十五年から着手し三十年代をもつて一応完成の予定であつたが昨年八月高潮により著しく、浸食したため従来の工法を変えPS矢板式並びに井筒式護岸工により施工していた

が矢板式護岸工法は本県でも初の設計であつた関係上、設計単価特に矢板打手間等の歩掛は実質よりも低く見積つていたのでこの種の設計並びに施工監督に当つては、特に慎重を期すること。

3 米子港局部改良工事

(事業費 三、〇〇〇、〇〇〇)
(内部分請負 一、八二八、一三六)

工種は防波堤根固工、方塊製作工、岸壁工、鋪装工があるが、この中防波堤根固工 方塊製作は随契により請負に付していたが請負工事に対する監督記録、材料検収等その記録がなく確認できなかった。

4 単県工事県道米子大山線大山寺舗装道新設工事

(事業費 一、二九〇、〇〇〇)

昭和三十一年二月五日着工し同年三月三十一日完成しているが時季的適期と認め難いので適期に施工するよう配意すること。

5 阿称陀川流域砂防工事 (西伯郡大山町大字前外二堰堤工)

鳥の渠堰堤 事業費 三、六〇九、〇〇〇

内繰越 四一八、三六二

滝の下堰堤 " 三、七五七、〇〇〇

今蔵堰堤 " 三、九三四、〇〇〇

内繰越 一、一五二、三七二

工事施工適期に起工しながら財政事情によつて冬期施工となり予定通り工事も進捗せず繰越工事となつていたので早期完成に努めること。

6 県道福頼伯耆大山停車場線道路改良工事 (事業費

六、〇〇〇、〇〇〇) は特別失業対策事業として直

営施工しているが、盛立量最も大なる箇所延長二〇

米位の区間において施工直後著しい沈下を来たして

いた。直営施工にあつては特に土質等による施工方

法を十分検討されたい。

二 佐陀川改良事業は昭和二十一年度より着工した継続

事業であるが本年分事業費一四、〇〇〇、〇〇〇を含

め既に一一九、〇〇〇、〇〇〇余を投じ施工している

がこれを全体計画から見ると六〇%の進捗率であるが

残工事は河口地域における河床整理堤防築造、護岸工であるので、河川防災の面から全体計画の早期完成に一層配意されたい。

三 直営工事現場帳簿の未整理のものが特に繰越しのものは大半監査当時未整理であつたので形式的事後処理に陥らぬよう善処されたい。なお請負施工分に対する材料検収並びに施工監督について一層厳格を期するべきものがあつたので現場監督日誌等作成し遺憾のないよう配意すべきである。

四 管内における砂利道補修並びに維持管理については僅少経費をもつて効率的運用に努めていたが更に道路手の指導等についても一層配意されたい。

五 経理出納事務につき一層厳格を期すべきものがあつたので、特に留意されたい。

なお、道路橋梁補修関係並びに砂利等原材料の購入、出納事務は明確を期すること。

根雨土木出張所 昭和三十一年六月十九日監査

監査委員 松 本 利 治

一 工事施工について次の点特に留意されたい。

1 県道日光溝口停車場線道路改良工事本工事 (工費

二、七六九、二八〇、延長二〇五米) は直営と請負

施工により実施しているが、設計書の内容及び工事

施工につき検討を要するものがあつた。即ち当初設

計は硬岩切取が主であつたが着工 (三月三日) した

ところ、軟岩又は硬土のため三月二十日に設計変更

を行い年度内完成しているが、工事は設計変更の認

可前より施工しているものであり、且つ、降雪等の

天候条件の悪いときに短期間に施工することは、切

取工事等の特殊工事に対しては工事効果の面からし

ても検討を要し、ことに監査時において切取部分が

一部崩落している実状であつたのでこれが設計書の

作製に当つては、現地調査を厳にすると共に工事の

監督指導については一層慎重を期されたい。

なお本路線は将来小江尾—吉原線に連絡するもので

あつて日光溝口町村合併の時の一条件になつてゐるであるが、経済的見地から急施することは検討の余地があり、一般に奥地における道路改良の施工については、経済効果等十分勘案の上緊要のものから順次着手するよう特に考慮されたい。

2 石見村中石見、米子石見、新見線

二十九年道路災害復旧工事請負額 一九〇、〇〇〇
着工 三〇、七、三 竣功 三〇、七、二一
本工事は災害復旧に便乗し実質的道路改良工事を請負つて施工したもので、その監督指導の徹底を期すべきは勿論、施工の適正を図るべきである。すなわち既設道は三、五米で巾員狭く、種々支障となつてゐる箇所であつて、地元要望を勘案して巾員一、六米とし査定設計したところ現地査定の結果三、五米となつたものであるが、その現地施工は四、五米と一米巾員の増となつてゐたものである。
増巾分については単県事業として別途初離し施工すべきにもかかわらず一括実施したことは適切でない。

3 石見村下石見石見川左岸護岸

二十五年河川災害復旧工事予算額 七八八、〇〇〇
決算額 七八七、七七一

着工 三〇、一〇、一 竣功 三一、一、二七
直営をもつて施工しているが全般的に粗ろうで特に捨石の並べ方、寸法等検討すべき問題がある。また裏込栗石施工不十分による沈下並びに取付工事が不完全に總体的に事業効果を縮減してゐた。

二 直営工事の施工については冒頭にも述べた通りであるが、当所の直営工事箇所数を多く施工することについては、前年度において強く指摘してゐる如く職員配置の状況、地形等からして特に検討すべきである。すなわち少数の職員をもつて数箇所の工事現場を担当する関係上、工事施工が十分に実施され難い実状であり、ことに請負工事の指導監督に支障が生じてゐることが認められたのでこれらは、工事事務の適正処理上考究すべきである。なお直営工事に対する諸帳簿の整備に当つては基礎資料が不十分であつたのでこれが裏付資

料は完備して置くこと。

三 請負工事に対する指導監督状況を明記することについては監査のつど、強く指摘してゐるところであるがいまなお勵行していないことは遺憾である。即ち、監督設計書には資材検査のみで他の記録は全然行つていないが、これら工事の指導監督に当り現地で行う指摘並びに検査事項等はすべて記録し、工事の進捗状況を明確にするともに事業遂行の指針とすることが肝要である。

なお手直し工事を口頭により施工しているが正規手続により処理されたい。

四 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

- 1 直営工事に係る原材料の検収は形式的であつたが、検収事務は厳正を期すること。
- 2 燃料は伝票により個々に購入していたが、購入方法及び事務面との連携につき考究を要するものがある。

3 河川産物の採取申請の勵行については努力してい

るが、特に土建業者が採取するものについては現地調査を厳にして、採取申請と事実確認を期すること。

4 砂利購入、及び原材料用出納関係事務は一層厳格を期すること。

境港務所 昭和三十一年六月二十日監査

監査委員 山 本 四 郎

一 境港の総合管理について考究の余地が認められる。

即ち当所職員は専任所長以下四名（臨職一名を含む）であるが、従来指摘要望してゐる如く当所の組織、機構並びに予算的に配意が欠け港灣諸施設の維持管理の万全を期することは至難の面がある。殊に人的予算の貧弱、或いは上屋施設の荒廢、及び給水施設の不完備等運営管理上の隘路が少くない。また港灣管理に再検討を加える必要があり、特に本地域には水産課分室等県の機関が別途設置されているが、本港灣の重要性にかんがみこれらの出先機関は逐次合併し港灣管理の一

或いは給水栓の増設、給水メーターの完備等改善について配意すべきである。

8 給水事務は的確に処理すること。

即ち船舶が給水完了出航後申請書を受理したり、或いは給水実績のは、握についても水源地との現場記録がなく、形式的に給水船舶の屯数並びに申請数量により処理していることは実状と異なる。

9 けい、船岸壁使用料、及び給水使用料等で現金領収しながら納額告知書を発行し処理しているが、現金扱のものについては現金領収制度を採用し、厳格処理すること。なお収入調書等会計事務の簡素、能率化について創意工夫し、適正に処理すること。

10 各種申請書の受理は厳格に県条例に従い実施すること。

幡郷県営発電所 昭和三十一年六月二十日監査
監査委員 松 本 利 治

当所は発電事業については、順調に運転し本年度におい

ても異例の夏季渇水にもかかわらず、計画発電量一五、九一五MWHに対し一六、七二二MWHの実績を挙げ、所期の目的を達成しつつあることは結構である。

郡家土木出張所 昭和三十一年六月二十二日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 工事施工について特に次の点留意検討されたい。

1 八束川改良工事(直営)

事業費 五、〇〇〇、〇〇〇(工期 三〇、七、三二四)

本河川改良工事は昭和二十八年年度から継続的施してあり、本年度分は前記事業費をもつて護岸工(延長一九〇、〇米)落差工(二十九年施工残二二、〇米)を施工していたが、本工事の設計並びに施工上考慮すべき点は、新設護岸の築堤により河幅が拡張し、測点(終点)における旧護岸の取合工(延長二

元化と機構拡充を期すべしと認められるので、この点県当局の考究善処を望む。

二 港灣施設設備の管理事務並びに出納事務につき次の点留意検討されたい。

1 二号上屋(九五二、四四平方米)は、現在境海陸運送株式会社貸与中であるがこの中昭和二十八年雪害によりその一部(二八八、〇平方米)が倒壊したまま放置している。(この分の使用料は減免)財産管理上早期、改築整備を要するものと認めた。

2 野積場一、九七四、四七平方米(前記運送会社使用)の中、二八三、一七平方米は、昭和二十八年六月第三港灣建設局境工事事務所に使用許可(使用料免除)を与えているにかかわらずこれを含めた全面積の占用更新(自二九、四、一至三四、三、三一)を行い前記会社から使用料を徴収し年度経過後即ち本年度分使用料調定額から、昭和二十八年にさかのぼり、免除料金額を相殺し調定減額していることは適正でない。

3 堤塘物揚場、上屋、土地使用許可は、本庁において与えているが岸壁使用、並びにけい、船料は従来から所長許可により事務処理を行つていたので許可権限の行使については、明確にしておくべきである。

4 先年の台風被害による三号上屋の補修は、三十一年度経費により復旧していた。

5 県有土地、建物に対する財産管理事務は各種占用台帳により取扱つているがこれらの中には、民有地、鉄道用地等との不明確のもの、或いは建物等で登記洩れのものであつたので、この際再調査し、図面等を添え財産台帳(副本)を作成し整備しておくこと。

6 境戦災復興事業納付金未収金は、現年度分五千余円、過年度分三十八万八千余円あるので整理に努めること。

7 給水施設設備の改善について前回も指摘したが何等措置していない。即ち水源地との電話連絡によつて給水を行つているが夜間連絡等においては特に円滑を欠ぎ支障を生じているので貯水タンクの新設、

○、○米)を仮工事とし上流部に対し直角をもつて石積していたが、出水の場合を考慮するとこのままでの堤防維持は不可能と認められる。

2 県道西郷国英停車場線、鹿野地内、単独事業、道路改良工事(二四九、九八一)本工事は地域的に経済効果の薄いものと思われるのでこの種の工事の選定に当つて、当局はその緩急度等も考慮すること。

3 稗谷道路改良事業費三、〇八三、〇一〇、請負額二、二〇七、三八〇、延長四三二、〇米により、三十一年一月十四日に着工しているが年度内完成不能により工事費八十七万余円を繰越している。工事の中途において、切取部面につき硬岩掘採等のため、設計変更すると共に延長を六八、〇米減じ三六四、〇米で繰越したが、その後の施工により硬岩切取りにより延長減したものを岩盤が出なかつたため、更に設計変更し、延長増五八、〇米を施工し完成していたが、これらは当初の实地測量、調査が不十分であつたものと思われる。

二 直営工事現場の諸帳簿整理記録は、明確にして置くこと。

砂防工事は一カ所の内一〇カ所直営施工され諸帳簿の記録も概ね整理してあつたが、一部に事実と相違する点が見受けられたので形式的事後処理に陥らぬよう一層厳格を期すること。

また、直営工事に対する工程表等は的確に樹立し計画的に行うよう配慮すること。

三 道路、橋梁補修関係工事並びに事務処理は一層明確を期すること。

道路、橋梁維持管理については工夫をこらし鋭意努力していることは、結構であるが施設工事に対する施工上の諸記録(契約、監督、工期等)或いは補修材料(砂利等)の契約並びに現場検収及び材料出納等、事務的処理に当つては一層明確を期すること。

なお智頭駐在所分についても同様配慮すること。
四 経理出納その他事務処理に当つて次の点留意されたい。

1 工事台帳の整備、特に請負額及び設計変更等の状況はそのつど記入して置くこと。

2 直営工事に係る原材料の検収及び出役人夫の検定について一層厳格を期すること。

3 出来高検査に当つては慎重を期すること。

4 智頭駐在所の建設用機械を県道に放置しているが、道路取締上遺憾である。管理上からも早期善処すること。

倉吉土木出張所 昭和三十一年六月二十九日監査

監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	近 藤 伝 一

一 工事施工について次の点特に留意検討されたい。
1 赤碓港改修工事

(事業費 九、一五〇、〇〇〇 直営)
内部分請負額 三、四九四、三二九

工種は、既設中央突堤場所打工、島堤工砂止工であ

つて、この中島堤基礎工(中詰、被覆、張立、目潰)と方塊据付工を部分請負に付し直営施工分は、中央突堤場所打、島堤突方塊製作であるが請負施工分の基礎工、及び捨石、被覆張立、目潰等石材の検収或いは水中工事に対する中間検査の記録を整備していない。また、直営施工分の方塊製作工程と使用した材料数量を検討して見ると設計通り材料配合が行われていないと思われるものがあつた。

なお本工事における水中測量、調査が不十分のため設計変更を余儀なくしていたので、当初設計に当つて特に慎重を期すること。

2 道路改良工事(鳥取、鹿野、倉吉線)事業費三、〇〇〇、〇〇〇、延長一工区五六、〇米、二工区六

一、〇米、直営施工し本工事は年度内完成しているが、当初設計の硬岩切取りを硬土切取りに設計変更し、更に取合道路(一、二工区で七六、〇米)を延長増しているが、切取法勾配の計画不十分等により既に一部が崩落している。また水路工事を設計外施

工していた。

- 3 街路築造工事（県道倉吉上井停車場線）事業費八、〇〇〇、〇〇〇本工事は直営により昭和三十年十月に着手し三月末に完成しているが、これが材料購入の中盛立用土砂を倉吉市長より購入（二、九九九立米、単価二五〇円、七四九、七五〇）しているが、購入単価その他につき検討を要するものがあつた。また用地買収に当り、本年度築造分以外の公共用地水田等五七一坪で一、〇二〇、四五〇）を倉吉市当局から買収しているのは、区画整理及び協定関係等の事情によるものである。なお本事業は昭和三十一年度をもつて完了の予定であるが、監査当日家屋移転、踏切工事等話が纏つていなかったたのでその促進に努力すること。
- 二 赤崎港改修工事において三十一年度工事は未着手であつたが、目潰用栗石が多量に現地に運搬積置されてあつた、工事施工に伴う材料購入、検収等は明確にすべきである。

三 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

- 1 直営工事に係る原材料の購入及び検収事務、また受払関係等につき未処理のものがあつたので早急整理すること。
- 2 技術職員の業務分担による出張状況及び執行面につき事務当局との連け、不十分のものがあつたので明確に処理すること。
- 3 砂利購入並びに原材料出納関係事務は、明確を欠くものがあつたので一層厳格にして置くこと。
- 4 単県工事発生材料及び既存材料の処理区分が不明確である。例えば県道三朝勝山線福本地内小林谷橋修繕に当り、排水管理課に伴い旧橋材不要となつているが処分が不明確である。
- 5 過年度未収金三六五、九八一の主なものは道路損傷負担金であるが、この中には、河川産物売払代、堤塘物揚場使用料も含んでいるので未収整理に努力すること。

鳥取土木出張所 昭和三十一年七月三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 工事施工について次の点特に留意されたい。

1 酒津港防波堤災害復旧工事（二五災第四号）

三十年代 事業費 二、九四八、五五七
請負額 二、八七五、五一七

（工期 三〇、一〇、三二）

本工事は昭和二十八年より継続的の施工し、本年度工事をもつて完了しているが部分的に被覆捨石が著しく沈下し、捨石張立面に狂いを生じていた箇所があつた。これは六、五米の水深のため下部の中詰捨石及び被覆捨石、目潰栗石等の施工方法によるものと認められるので特に港灣工事の施工監督に当つては一層徹底を期すること。

2 一級国道九号線、岩美郡岩美町横尾、岩井間道路特殊（二種）改良工事

事業費 三、六七〇、〇七〇
請負額 二、九二一、四六〇

（工期 三〇、一〇、二七）

本工事の一部に施工後切取法面が崩落していた箇所があつたが、これは実施設計に当り地形土質等の調査と切取法勾配の不均衡によるものと思われる。

3 舗装新設工事（二級国道鳥取岡山線）

事業費 一、六〇〇、〇〇〇
内請負額 八、〇五二、九一九

（工期 三〇、一〇、三二）

本工事は道路事業（事業費九、七五〇、〇〇〇）と特別失業対策事業（二、八五〇、〇〇〇）による合併施工で在来路盤基礎を敷均し、帳圧を加える工法であるが路盤基礎工（帳圧）不十分、或いはコンクリート打込後の養生工等の関係によつて路面に数ヶ所の亀裂を生じている箇所があつたが施工後短期間

にして破損することは、施工上好ましくない。

4 単県道路改良工事(鳥取吉岡線)

請負額 二七〇、〇〇〇 延長 一三三〇、〇米
工法は在来道路の幅員拡張であるが設計上、路側(右側)積上は用水路があるにもかかわらず基礎に野面石一ヶ(〇、三五米)並べとし、上部を土羽留としているので施工後既に路側が崩壊している箇所があつた。

5 県道鳥取城崎線道路改良工事

二十八年度より継続事業として実施しているが、本年度施工(二十九年度予算額四、五四七、四二四、この内繰越額二、三五〇、〇〇〇)及び三十年度予算額五、五〇〇、〇〇〇、この内繰越額三、三七三、二七八)に係る工事の設計監督指導につき慎重を要するものがあつた。中でも二十九年度よりの繰越工事分に対する施工については、工事の中途(三十年十二月十七日)切取法面崩落により既工分が崩壊したため、打切設計(打切額二、二八六、二

四一)に基き、方線変更により完工しているがこれは当初測量に際し地形、土質等精査が不十分であつたと思われる。

さらに三十年度施工分(三十一年度繰越分)を引続き施工中であつたが、監督指導については一層厳格を期すること。

6 大成村木原地内袋川筋右岸護岸(二十八年災)工事

請負額 一、一一五、〇〇〇

(工期 三〇、一二、一四、三三、三三)

本工事の工法の内根固十字ブロックに、捨石を相当量運搬挿入し著しく設計外の施工が認められた。

なお現地は捨石豊富な現状において殊更に工法を十字ブロックに設計したことは考究を要すると思われる。

7 小田川左岸堤防災害復旧工事(二八災)直営

工費 一、〇八二、四七六(堤防延長 六〇米)

に練石積天端巻立コンクリート施工であるが練石積施工に当り粗雑と思われる箇所があつた。

二 鳥取市吉方地内街路事業(事業費五、四〇〇、〇〇〇)

〇)は二十九年度事業として認証を得たものであるが用地買収、家屋移転が困難のため全額本年度繰越事業として完成していたが、監査当時においてなお一部不備の点が見受けられたので早急処理されたい。

三 岩美町大谷地内街路事業は二工区に分割請負に付していたが年度内完成の見込なく、一部事業の繰越の措置を行つていた。これは用地買収が未解決のため未着工である。

殊に本事業はもとより都市計画街路事業は潰地買収、家屋移転の都合がつかず事業の進捗を阻害している例が多いのでこの点留意の上確実に見透してもとに事業の円滑な遂行を期せられたい。

四 路面管理に更に一段の努力をされたい。

当所所管、通路の延長、交通量或いは土質等の諸条件

を考えると路面管理が容易でないことは推察せられるが、道路手の勤務形態の再検討、道路の管理、散布バラスの百パーセント利用、無断占用、或いは野面石の掘起しその他の損傷等の監視に万全を期し、路面保持に一層の努力を望む。

五 経理出納その他事務につき次の点留意されたい。

1 購入砂利の出納は不明確である。購入数量は、出納簿に登記しその使用を明確にして置くこと。(駐在所分も含めて)

2 材料検収は厳格にして置くこと。

3 各種占用台帳の整理を行うこと。殊に占用期間満了のものがそのまま放置されている。

4 河川産物売払代、河川、道路占用料現年度分未収金三八八、二〇三あるが(この中二四三、二四〇は鳥取市若狭街道アーケード分である)未収金整理に努力すること。